

○ 土地改良関係施設補助金交付要綱（昭和31年7月28日付け31農地第3543号（管）農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
土地改良関係施設補助金交付要綱			土地改良関係施設補助金交付要綱		
昭和31年7月28日付け31農地第3543号（管） 最終改正 <u>令和4年3月31日付け3農振第3072号</u>			昭和31年7月28日付け31農地第3543号（管） 最終改正 <u>令和3年4月1日付け2農振第2923号</u>		
第1（略）			第1（略）		
（交付の対象及び補助率）			（交付の対象及び補助率）		
第2（略）			第2（略）		
事業種別	細 目	補助率	事業種別	細 目	補助率
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第5の1による事業	当該維持管理事業費の30%。ただし、 <u>基幹水利施設管理事業実施要綱別表2に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設については当該維持管理事業費の1/3</u>	基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第5の1による事業	当該維持管理事業費の30%。ただし、 <u>当該年度までに治水協定を締結済み又は締結される見込みのダムについては当該維持管理事業費の1/3</u>
	（略）	（略）		（略）	（略）
第3～第13（略）			第3～第13（略）		
（実績報告）			（実績報告）		
第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から <u>1月</u> を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を第3に規定			第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から <u>1か月</u> を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を第3に規定する		

改 正 後	現 行
<p>する提出先に提出しなければならない。 2 (略)</p> <p>第 15・第 16 (略)</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第 17 地方農政局長等は、第 9 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、<u>第 6 第 1 項</u>の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事が、補助金を<u>補助事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 間接補助事業者が、間接補助金を<u>間接補助事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 18・第 19 (略)</p> <p>(残存物件の処理)</p> <p>第 20 都道府県知事は、<u>補助事業</u>が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。</p> <p>第 21・第 22 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第 23 都道府県知事は、<u>第 4</u>の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 12 の規定による状況報告、第 13 の規定による概算払請求、第 14 第 1 項による実績報告、<u>第 14 第 2 項による年度終了実績報告</u> (以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請システム (以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>提出先に提出しなければならない。 2 (略)</p> <p>第 15・第 16 (略)</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>第 17 地方農政局長等は、第 9 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、<u>第 6</u>の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事が、補助金を<u>本事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 間接補助事業者が、間接補助金を<u>本事業</u>以外の用途に使用した場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 18・第 19 (略)</p> <p>(残存物件の処理)</p> <p>第 20 都道府県知事は、<u>補助事業等</u>が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。</p> <p>第 21・第 22 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第 23 都道府県知事は、<u>第 4 第 1 項</u>の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 12 の規定による状況報告、第 13 の規定による概算払請求、第 14 第 1 項による実績報告 (以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請システム (以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	現 行
<p>4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。</p> <p>(間接補助金交付の際付すべき条件等)</p> <p>第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第12、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1) 法、令、規則及び本要綱に従うべきこと。</p> <p>(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">○○年度○○補助金交付申請書</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経費の配分 (略)</p> <p>(注) 実施計画書、関係図面及び都道府県の補助金交付規定又は要綱を添付すること。なお、都道府県の補助金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第2号～第8号 (略)</p>	<p>4 都道府県知事が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。</p> <p>(間接補助金交付の際付すべき条件等)</p> <p>第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第12、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>(1) 法、令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。</p> <p>(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">○○年度○○補助金交付申請書</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経費の配分 (略)</p> <p>(注) 実施計画書、関係図面及び都道府県の補助金交付規定又は要綱を添付すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式第2号～第8号 (略)</p>

附 則 (令和4年3月31日付け 3農振第3072号)
この通知は、令和4年4月1日から施行する。